

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 1 月 28 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 1 月 30 日

愛知県知事 大村 秀章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
新城市	18 者	野田字五反 67 番 1 ほか 209 筆
新城市（権利移転）	2 者	作手菅沼字上前田 60 番 ほか 6 筆
北設楽郡設楽町	1 者	津具字宮前 15 番 1 ほか 2 筆